

臨時休業措置に関する規程

1 暴風警報発表の場合

- (1) 午前6時現在、下記の地域に上記の警報が発表されているときは、家庭待機とする。また、午前6時から始業時間までの間に上記警報が発表されたときも同様とする。
 - ① 京都府全域 ② 京都府南部 ③ 南丹・京丹波 ④ 京都・亀岡
 - ⑤ 京丹波町、南丹市、亀岡市のうちいずれか一つ以上の市町村
- (2) 午前10時までに上記の警報が解除されたときは、午後1時20分からSHRを行い、5校時（短縮授業の場合は6校時）以降の授業を行う。
- (3) 午前10時現在、引き続き上記の警報が発表中のときは、臨時休業とする。
- (4) 在校中に上記の警報が発表されたときは、状況判断のうえ措置する。

2 災害、事故等で公共の交通機関（JRだけに適用）が運転休止となった場合

- (1) 午前6時現在、JR（園部駅に到着する電車すべて）が運休のときは、家庭待機とする。
- (2) 午前6時現在、運休していたJRが、午前10時までに運行を開始した場合は午後1時20分からSHRを行い、5校時（短縮授業の場合は6校時）以降の授業を行う。
- (3) 午前10時現在、引き続きJRが運休しているときは、臨時休業とする。

3 考査期間中においては、上記1及びJR（園部駅に到着する上り、下りのいずれか）が運転休止となった場合、考査を実施せず授業に振り替える。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 上記1(1)の①～⑤の地域に特別警報発表されているときは、家庭待機とする。
- (2) 特別警報が解除された場合、付随して発表されたすべての警報が解除されるまで家庭待機とする。（暴風雪、暴風、大雨、洪水、大雪警報。但し、高潮、波浪、津波警報は除く。）
- (3) 4(2)にかかる事象が発生した場合の該当警報解除後の処置については、上記1、2、3項を踏まえることとする。

[例] 前日の午後10時に大雨特別警報が解除され、洪水警報が当日の午前6時に継続している場合は、家庭待機とする。

- (4) 特別警報発表・継続中に生徒が在校する場合、学校に待機させ、安全に十分配慮して、緊急下校・保護者引き渡しを行う。

5 臨時休業となった場合、学校はできるかぎり速やかに回復措置を講ずる。

6 この「臨時休業措置に関する規程」は、休日の部活動・模擬試験・学校行事にも適用する。

ただし、日程変更のできない模擬試験・検定試験等については、事前に担当者から関係者に周知するものとする。

（注）この「臨時休業措置に関する規程」にかかわらず、自宅付近の状況等により、通学することが困難であると判断される場合は、自らの判断により生命を守るための臨機応変な行動をとることが望まれる。この場合は、可能な限り速やかに学校に連絡すること。